

れど、ホッブズの原理からいえばこれは逆になる。人間の共同体は、まず家族的な小さな共同体がはじまりです。そしてどこでも、氏族共同体→部族共同体→部族連合体とどんどん大きくなっていく。なぜなら、大きいほど戦争に優位で、小さいといつ滅ぼされるか分からないからです。

つまり、蓄財をめぐる戦争がはじまって以来、戦争の脅威による相互不安が、たえず共同体により大きく強くなる動機を与えてきた。シュメールでも、古代中国、インドでもまさしくそういう潜在的な戦争共同体としての小国家群の登場から歴史がはじまっている。また、どこの文化でも古代の国家創成の神話では、戦争とその勝利が大きなテーマです。

もう一つ分かりやすい例があります。中国の春秋戦国時代は、秦、楚、趙、魏といった強国の群雄割拠でせめぎ合っていた。ある国が戦争に負けると、その支配者層は一族郎党皆殺しです。だからどの国も必死で富国強兵策をとった。まさしく相互不安です。

そのあとどうなるか。紀元前二二一年に秦の始皇帝が中国のはじめの中央集権国家、秦帝国をうちたてます。そのことで普遍戦争が終わる。しかし秦はすぐに滅んで、またもとの普遍戦争状態にもどる。そこからまた漢が帝国を作ります。漢が滅びるとまた普遍戦争状態になる。三国時代が普遍戦争の典型で広義では一〇〇年近く続きますが、ここでは戦乱で四〇〇〇万ほどの人間が死にます。戦乱前の人口が六〇〇〇万前後といわれているの

で、それを考えると恐ろしい数の死者です。

中国はその後、隋、唐、宋、元、明、清と帝国が交代するけれど、その間はずっと普遍戦争になり夥しい死者がでる。つまり、中国の歴史はほぼ三五〇〇年にわたって普遍戦争と大帝国の繰り返しの歴史です。しかしこれは中国だけではない。

インド、中東でもほとんど同じで、帝国(王朝)と普遍戦争の繰り返しが、二十世紀の頭まで続いた。人間の歴史全体が普遍戦争と強力な絶対支配の交替の歴史であって、絶対支配が成立しているときだけ普遍戦争がやんでいる。まさしくホッブズのいう通りです。

さて、重要なのは、ホッブズのこの「戦争の原理」が、近代哲学による近代社会の設計図の出発点になっているということです。この基礎の上につぎの社会原理が導かれている。それがルソーの「社会契約」「一般意志」の原理です。そしてそれはまたヘーゲルの「自由の相互承認」の原理へとリレーされていくんですね。

ルソー「一般意志」の原理

吉野 ルソーの「社会契約」は、まさにお互いを対等に自由な存在として認め合うという約束のことですね。そして「一般意志」は、「みんなの意志をもち寄って見出し合った、みんなの利益になる合意」のみが、われわれの国の法や権力の正当性の根拠であるという

考えです。

この「一般意志」もまた、やはり「指針原理」です。法や権力はどうかあれば「よい」というのか、その道標、灯台になる原理です。

近代民主主義社会は、すべての人が対等に自由であることをルールにした社会です。でも、国家には必ず運営者が必要です。法律を作る人、行政をする人、司法を担当する人。彼らは絶大な権力をもちます。じゃあ、こうした人たちが作り、また従う法はどうかあれば「正当」か？ それは、ある一部の人の意志（特殊意志）によって作られるものではなく、みんなの意志をもち寄って見出し合った、みんなの利益になる合意をめざすところにしかない。これが「一般意志」の意味です。

これも、そんなの不可能だとよくいわれるんですが、じゃあそれ以外に法や権力の正当性はどこにあるかと問うても、きつと代案は出せないだろうと思います。もしも「一般意志」の原理を手放したら、権力者や大金持ちたちの特殊意志が好き放題することを許すことになりますからね。だとするなら、私たちは、この社会でどうすれば「一般意志」を見出し合い続けることができるかと考えるほかありません。

竹田 まさしくその通りですが、ホッブズとのつながりをいうと、はじめルソーはホッブズの考えに賛成ではなかった。ルソーは近代の自由の申し子のような哲学者で、統治やル

ールは大嫌い。自然に帰れ、ですからね（これは人々のルソー評で、彼自身の言葉ではない）。しかし『社会契約論』ではホッブズの統治の必要性の考えを受け入れて、では、統治権力を維持し、かつ人々が自由になるような原理は何か、と考えた。つまり「統治と自由」を両立させる社会原理を考えた。それが「社会契約」と「一般意志」の原理です。

人々が互いに自由を認め合い、対等の権利で契約して人民権力による統治を創り出すこと。これが社会契約。そして創られた統治権力は、人々の対等な意志を表現する仕方で統治を行なうべし。これが一般意志による統治です。

それ以上余計なことを加えると核心点があいまいになるようなシンプルさです。いいかえると、王と暴力を排除してみなが対等な権利でフェアなルールゲームとして社会を運営する。これだけが「統治と自由」を両立させることができる原理だということです。

マルクス主義や現代思想では、国家は人間支配の根源で、国家やその権力を解体することではじめて支配がなくなるという考えが根強くあった。しかし、国家、つまり強力な統治がなくなるとただちに戦争状態が戻ってくる。アラブの春のあと中東のそれまでの統治が弱体化したとき、すぐに内戦状態が現われ、イスラム国（ISIS）のような勢力が出てきた。こういう例は歴史的に、ローマ世界でもイスラム世界でもいたるところにある。統治権力なしにはそもそも社会が存立しない。この認識が近代哲学者にははつきりとあつ

たが、マルクス主義や現代思想にはないんです。

反国家、反権力の考えは、二十世紀の社会批判では、大きなキーワードになっていたけど、哲学的には素朴な誤りです。人間の支配をなくすには、国家や権力をなくすことではなく、逆に、暴力を制圧する正当な国家や権力をいかに創るかです。ルソーが見出した原理は、人民権力だけが人々の対等な自由を保証する、ということですからね。反国家、反権力は、いわば「表象の誤謬^注」(ヘーゲル)なんです。

吉野 「表象の誤謬」。まさにおっしゃる通りですね。底の底まで考え抜くのではなく、何となくのイメージだけでものを考えると、そういうことが起こってしまいます。

ヘーゲル「一般福祉」の原理

竹田 ルソーとヘーゲルのリレーについてもいってみます。

人々の自由を実現するためには、人々が対等の権利で契約して人民権力を創り、これまでの暴力支配を社会から追放するほかない。これが「社会契約」。そして統治権力は、すべての成員に公正になるように人々の「一般意志」を代表して統治しなければならない。

この二つが、現在の民主主義の国家のグランドデザインです。ルソー、ヘーゲルのリレーによるこの近代社会の設計図を、私は「自由な市民社会」と呼んでいます。

ただヘーゲルはルソーの「社会契約」説を批判するんですね。ヘーゲルにいわせると、ルソーの対等な社会契約による人民国家は、人々の自由の実現にとってまだ少し足りない。なぜか。ヘーゲルはルソーから半世紀ほど遅い。近代国家はどんどん進んで、ヘーゲルの時代にはルソーのときにはなかった十九世紀の初期資本主義のひどい矛盾が現われていた。とくにイギリスの初期資本主義の状態です。彼が注目したのは、マルクスと同じでやはり富の格差の拡大です。

近代は人々の自由を解放した。つまり人々を社会の自由な経済競争の対等のプレーヤーにした。ところがこの自由競争は勝者と敗者の大きな差を生み出した。ごく少数の大金持ちと大多数の貧しい者を作り出すのです。貧しい人々は生存ぎりぎりの状態で実質的には「自由」などない。そういう状況をヘーゲルは見た。そこでヘーゲルは、近代国家は、単に契約によって自由を認め合う競争社会になるだけではだめだというわけです。

近代国家は、自由競争が生み出す大きな貧富の差を調整するような役割をも果たさない

注 経済学で「合成の誤謬」という言葉があつて、各人が貧しくならないように節約ばかりすると、結果、消費が減って経済成長が衰え、全員余計に貧しくなる。表象の誤謬はこれをもじったものの。

といけない。「自由の相互承認」は、単なる自由な競争の相互承認ではなく、すべての人間が自由を享受できるという相互承認であるから。こうした近代国家の原則と役割を、ヘーゲルは「人倫国家」(ヘーゲルによる近代国家の規定。市民による自由の相互承認、相互配慮がその本質をなす)というやや難しい言葉で呼びました。万人が「福祉」をえられるように配慮する原理を近代国家はもつべしということです。その具体性をヘーゲルは「一般福祉」の概念で示しました。

「一般福祉」の「一般」は、国民は誰であれ、という意味で、「福祉」(Wohlfahrt)はよい暮らし(well-being)。つまり誰もがよい暮らしにあずかることができるよう互いに配慮し合う、ということです。

だから「自由な市民社会」の柱をなすのは、「自由の相互承認」(社会契約)、「一般意志」、「一般福祉」、この三つの原理といえます。

吉野 整理するとこうなりますね。近代民主主義社会の根本原理は「自由の相互承認」である。そこにおける法と権力の正当性の原理は「一般意志」である。そして「一般意志」をめざし続ける国家は、同時に「一般福祉」、つまり、すべての人の自由、福祉、よき生活の実現をめざし続ける国家である。より正確に言えば、そのような国家でなければ正当性をもたない。

ちなみに、さっき「自由の相互承認」の原理がたまに批判されることがあるけれど、どれもピントを外してしまっているという話をしました。それで思い出したんですが、この前、ある論文を読んでいてびっくりしたんです。「自由の相互承認」は、ネオリベに手を貸す思想であると、そんな批判がされていたんです。ネオリベリズム、新自由主義ですね。

いわゆる新自由主義は、政府はできるだけ市場に介入せず、市場原理に基づく競争によって経済を活性化することを謳います。ただ、自由競争が激化し、政府によるセーフティネットが引き下げられてしまうと、貧富の格差は確実に拡大します。でもそれは、自由ゆえの自己責任である。そういう考えが、一時期日本にも広がりました。いまもかなり続いているかと思います。で、「自由の相互承認」は、そうしたネオリベ的政策や価値観を助長するものであるという批判がされていたんですね。

これには本当にびっくりしました。この十数年、相手をネオリベとレッテル貼りすれば

注 ヘーゲルでは、国家は人々の「福祉」(幸福)に配慮する役割をもつが、これは、個々の人間の福祉ではなく、万人の福祉、つまり「普遍的な規定における福祉」(中公バックス、三三八ページ)の配慮を意味する。竹田はこれを簡潔に「一般福祉」の言葉で呼ぶ。

簡単に批判できてしまう風潮が一部にあります、とても大きな問題だと思います。それこそ「表象の誤謬」で、あれもネオリベ的、これもネオリベ的といって、何となくのイメージだけでさまざまな言説を批判してしまう風潮がある。

でも、そもそもネオリベ批判をするのであれば、なぜネオリベがダメなのかということ、まずは原理的に突きつめて答えなければならないはず。そこを考え抜かずに、イメージだけで批判するのは、そもそも議論の土俵にさえ上がっていないと私は思います。

ではその原理的な根拠は何か？ それこそまさに、「自由の相互承認」「一般意志」「一般福祉」の原理になるわけです。これらの原理に則る限り、近代社会は、すべての市民の自由の実現にこそその存在理由をもつ。一般意志をめざし、一般福祉の実現に向かっているところにのみ正当性の根拠がある。その意味で、貧困や過度の格差がこれらの原理に反するのは明確です。「自由の相互承認」は、ネオリベに手を貸す思想ではなく、むしろこれを批判する原理的な根拠なんです。

ちなみに私自身は、ヘーゲルの「一般福祉」の原理を、教育政策など社会政策の正当性の原理として応用的に用いています。たとえば教育の世界では、ちよつと極端な言い方をすれば、義務教育の段階から、限られた予算を能力のある子により投資して、グローバル競争に勝ち抜ける人材を育てようといった議論があります。そんなに優秀じゃない子の教

育は、まあそこそこいいじゃないか、と。まさに新自由主義全盛期になされていた議論です。

でもこういう時、私たちは必ず「一般福祉」の原理に立ち返らないといけないわけです。教育の政策は、ある一部の子どもたちだけの自由に寄与するものであつてはならず、すべての子どもの自由の実質化に寄与するものでなければなりません。もちろん、何をもつてすべての子どもの自由の実質化に寄与しうるといえるのかということについては、都度議論する必要があります。しかしいずれにせよ、社会政策はつねに、「一般福祉」の原理を自覚的に最上位に置いた上で立案、遂行される必要があるんです。ルソー、ヘーゲル、竹田のバトンを引き継いで、ささやかながら、政治や教育行政、教育界に、このことを長く訴えてきました。

哲学史における「思考のリレー」

吉野 哲学の歴史は、すべてがこのようなリレーです。ここまでは私が竹田先生から受け取ったバトンを中心にお話しましたが、ここからはより広く哲学史を眺めてみたいと思います。その上で、竹田哲学の哲学史における位置づけについてもお話しできればと思います。